

# 生活保護における医療扶助について

茨城県福祉部福祉政策課

## 1 生活保護法指定医療機関制度について

### (1) 生活保護法指定医療機関の指定

生活保護法による医療扶助を担当する医療機関の指定は、医療機関の申請に基づき、国が開設した医療機関については厚生労働大臣が、その他の医療機関については県知事が行います。

### (2) 指定に係る手続き

#### ア 有効期間（更新制）の導入（平成 26 年 7 月 1 日施行）

6 年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過により失効します（生活保護法第 49 条の 3 第 1 項）。

#### イ 法改正後の初回更新に係る留意点

現在指定を受けている指定医療機関の初回更新は、新法に基づく指定から 6 年後ではなく、当該指定医療機関の健康保険法による指定の効力が失われる日までに行うこととなります。

## 2 生活保護法による医療券の記載について

医療券の「受給者番号」については、平成 28 年 4 月 1 日から、被保護者ごとに固定化する（月ごとに変更する必要はない）とされ、各福祉事務所においては、順次、固定化へ切替を行っているところです。

## 3 後発医薬品の使用促進について

### (1) 生活保護の医療扶助における後発医薬品の取扱い

処方医が医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができると認められたものについては、原則として、後発医薬品によりその給付を行うものとされています。（同法第 34 条第 3 項）。

### (2) 後発医薬品の使用促進に係る取組み

平成 27 年 4 月から、後発医薬品の使用割合（数量ベース）が 75%未満である福祉事務所では、後発医薬品使用促進計画を策定し、使用促進に取り組んでいます。

### (3) 後発医薬品の使用促進への協力をお願い

上記(1)(2)についてご理解の上、後発医薬品を処方していただくようお願いします。

## 3 福祉事務所からの要否意見書及び病状調査について

### (1) 要否意見書の記載について

ア 診療を要する傷病名については、全て記載してください。

イ 主要症状及び今後の診療見込みを、できる限り詳しく、かつ正確に記載してください。

### (2) 病状調査等への協力をお願い

ア 病状調査の目的

生活保護受給者に係る稼働能力の有無や程度の判定，生活保護費の給付の必要性，他法他施策の利用の可能性の判定など，生活保護の決定や自立助長のために必要な調査なので，福祉事務所から病状調査の依頼があった場合は，ご協力をお願いします。

#### イ 病状調査の範囲

医療扶助を委託する医療に関するもののほか，保護開始前の医療や他の公費負担医療制度による医療等についても，生活保護の決定・実施及び自立助長に必要であれば含まれます。

生活保護における後発医薬品(ジェネリック医薬品)の  
使用原則化についてご協力のお願い

- 後発医薬品の普及については、医療財政の改善につながることから、国全体で取り組んでいます。更に取り組を進めるため、今般、法改正を行い、平成30年10月1日から、生活保護においては、医師が後発医薬品の使用が可能であると判断された場合には、原則として、後発医薬品を使用していたくことになりました。

【生活保護を受けている方への処方について】

1. 生活保護を受けている患者について、医師の医学的知見に基づき、後発医薬品の使用が可能であると判断される場合には、下の囲みにある取組内容を説明していただき、原則として(※)後発医薬品を使用(又は処方)するようお願いします。

※ 例外として先発医薬品が使用されるのは、①在庫がない場合と②後発医薬品の薬価が先発医薬品の薬価よりも高くなっている又は先発医薬品の薬価と同額となっている場合です。

2. ただし、この取扱いは、医師の処方に関する判断をしぼるものではありません。医学的知見に基づき、先発医薬品の使用が必要であると認められる場合は、従来通り、先発医薬品を使用(又は処方)することが可能です。

3. なお、一般名処方や、後発医薬品への変更を可とする銘柄名処方を行った場合には、薬局において、原則として後発医薬品しか調剤できなくなります。薬局において先発医薬品を調剤する必要があると考えられた場合は、やむを得ない場合を除き、処方医に疑義照会を行い、その判断を確認した上でなければ調剤できませんので、ご注意ください。

【福祉事務所への情報提供等について】

- 生活保護を受けている患者に対し、下記「取組内容」に沿って後発医薬品の品質等について説明することをお願いしていますが、それでもなお、患者が制度について理解できない場合には、福祉事務所に情報提供いただき、福祉事務所における制度説明の機会につなげていただくことも可能です。

生活保護における後発医薬品に関する取組内容

- ① 後発医薬品の品質や効き目、安全性は、先発医薬品と同等であり、医療財政の健全化を図るため、行政や医療保険など国全体で後発医薬品の普及に取り組んでいます。
- ② 生活保護では、医師または歯科医師により後発医薬品の使用が可能であると判断された場合は、原則として後発医薬品が調剤されることとなりました。

(表 面)  
医療要否意見書

※1 医科 2 歯科	※1 新規 2 継続 (単・併)	※受理年月日	年 月 日
(氏名)	( 歳 )	平成 年 月 日	
院 (所) 長殿		福祉事務所長	

に係る医療の要否について意見を求めます。

傷病名又は部位 後の診療見込	(1) 初診年月日 (2) 年月日 (3) 年月日	転(継続)とき記入	年月日	年月日	年月日
主治症状及び今後の診療見込	(今後の診療見込に関連する臨床諸検査結果等を記入して下さい。)				
入院期間	概算	(1) 今回診療日以降1か月間	(2) 第2か月以降6か月間	福の福祉事務所へ	
入院期間 (予定) 年月日	医療費	円 (入院料)	円 (入院料)	円	円
上記のとおり (1)入院外 2入院 医療を (1)要する (2)要しないと認めます。	福祉事務所長 殿 指定医療機関の所在地及び名称 院長 ( 歳 ) 院 (所) 担当 医師 (診療科名)				
※嘱託医の意見					

※発行年月日 年 月 日 診療料・検査料請求書 平成 年 月 日

※受理年月日 年 月 日

福祉事務所長 殿  
指定医療機関の所在地及び名称 院長 ( 歳 )  
指定医療機関の長又は開設者氏名

下記のとおりに請求します。

この券による診療料請求額	年 月 日 ※受診者氏名 ( 歳 )	年 月 日 (検査名)	円
初・再診料	年 月 日	年 月 日	円
合計	年 月 日	年 月 日	円
※社保等負担額	円	差引計	円

(注意)

- この意見書を提示した患者で (1新規) のものは新規に生活保護法による保護を申請している世帯の者から診療料等を患者から徴収して下さい。  
(2継続) のものは生活保護法による保護を受けている世帯の者ですから診療料等を患者から徴収しないで下さい。  
なお、患者に後日医療券が交付された場合には、その医療券に基づき支払基金等から請求して下さい。  
また、この場合、診療料等の徴収額が、その医療券に記載されている「本人支払額」欄の金額を超過している場合には、その超過額を患者に返して下さい。
- 「主要症状及び今後の診療見込」欄において臨床諸検査等の記入を福祉事務所からお願しいたときは、直近の臨床諸検査結果等を記入して下さい。
- 患者が診察 (初診、再診、往診) 又は検査だけを受けた場合には医療券が交付されませんので、この請求書によって直接福祉事務所長に請求して下さい。ただし、新規申請の場合は保護を受けたものに限ります。  
(記入要領)  
1 この意見書は、生活保護法による医療扶助を受けようとするとき又は現に受けている医療扶助の停、廃止を行なう場合に必要となる大切な資料でありますので、できるだけ詳しく、かつ、正確に記入して下さい。ただし、精神病の傷病による入院医療については別に定める様式により記入していただくことになっております。  
2 診断が確定せず、傷病名に疑義がある場合には「傷病名又は部位」欄には○○の疑いと記入して下さい。  
3 「初診年月日」欄には、費用負担関係の如何にかかわらず、その傷病についての初診年月日を記入して下さい。  
4 「概算医療費」欄の「(1)今回診療日以降1か月間」にはこの意見書による診療日以降1か月間に要する医療費概算額を、「(2)第2か月日以降6か月日まで」には、1か月を超えて診療を必要とするものについて、第2か月日以降6か月目までに要する医療費概算額を記入し、( ) 内に入院料を再掲して下さい。  
なお、2継続で④の場合は記入する必要はありません。  
5 この意見書を提出した患者が急性期医療の定額払い方式の対象患者 (以下「対象患者」という。) となる場合は、次のように記入して下さい。  
(1) 「医療要否意見書」の次に「(医科入院定額支払用)」と記入して下さい。  
(2) 既に対象患者として入院している患者から、この意見書が提出された場合、「診療見込期間」欄の「入院期間」には総入院期間を記入し、その下に「残り期間 年月 日間」と記入して下さい。  
(3) 「概算医療費」欄の「(1)今回診療日以降1か月間」には入院時請求額を、「(2)第2か月日以降6か月日まで」には概算医療費の総額を記入して下さい。  
※印欄は福祉事務所で記入します。

※発行取扱者

④